

奈良県告示第一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和二年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター	奈良市七条西町二丁目八九七―五	令和五年三月三十一日
独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター	生駒郡三郷町三室一丁目一四番一六号	令和五年三月三十一日
独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院	大和郡山市朝日町一番六二号	令和五年三月三十一日
社会医療法人平和会吉田病院	奈良市西大寺赤田町一丁目七番一号	令和五年三月三十一日
医療法人藤井会香芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇〇番三号	令和五年三月三十一日